

## 第1節 障害者の自立した地域生活を支援するための施策の推進

## 1 障害福祉施策の概要

## (1) 障害者自立支援法の成立

障害保健福祉の分野においては、2003（平成15）年4月、行政がサービス内容を決定する「措置制度」に代えて、障害者自らがサービスを選択し、事業者との対等な関係に基づき、契約によりサービスを利用する「支援費制度」が導入された。さらに、2005（平成17）年10月に障害者自立支援法が成立し、2006（平成18）年4月1日に一部施行、同年10月1日に全面施行された。

## (2) 障害者自立支援法の内容と法の定着に向けた取組み

障害者自立支援法は、障害者に対するサービスの計画的な整備、就労支援の強化、地域生活への移行の推進等を通じ、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すものである。具体的には、

- ① 障害の種別にかかわらず、一元的にサービスを提供する仕組みの創設
- ② 障害種別ごとに複雑であった施設・事業体系の再編を通じた利用者本位のサービス体系への見直し
- ③ 新たな就労支援事業の創設や福祉と雇用の連携強化による就労支援策の更なる充実
- ④ 支援の必要度に関する客観的な尺度である障害程度区分の導入
- ⑤ 利用者負担の見直しと国の費用負担の義務化により制度を皆で支える仕組みへの見直し等が盛り込まれている。

これらはいずれも、障害保健福祉施策を推進していくために必要不可欠なものであり、その着実な定着を図ることが必要である。その一方で、本改革が抜本的なものであることから、様々な意見に丁寧に対応するため、まず、2006年12月に、特別対策を決定し、利用者負担の更なる軽減や、事業者に対する激変緩和措置など3年間で国費1,200億円規模からなる改善策を実施している。さらに、2007（平成19）年12月には、与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームの提言を受け、障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置を決定し、2008（平成20）年度から実施しているところである。今後とも、地方公共団体と連携しながら、これらの対策を着実に実施することにより、障害者自立支援法の定着を図るとともに、法附則の施行後3年の見直し規定等も踏まえ、法の抜本的な見直しに向けて引き続き制度全般にわたる検討を行っていくこととしている。

### (3) 社会参加促進施策の推進

身体障害者補助犬法の一部を改正する法律が2007年臨時国会において成立し、2008年4月から都道府県等に苦情の申出等の窓口を設置する規定が明確化され、一定規模以上の事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用の受入れが義務化されることになっている。今般の改正を受け、厚生労働省としては、都道府県等の相談窓口を支援する目的で、「身体障害者補助犬受入れ等相談支援対応マニュアル」を作成するとともに、改正の趣旨及び補助犬の役割等についての一層の周知を目的として、ポスター、パンフレット、ステッカー等の作成・配布や、ホームページの開設等の啓発活動を行っている。

## 2 就労支援施策の充実強化

障害者が地域で自立した生活を送る上で、障害者に対する就労支援は大変重要である。障害者自立支援法では、主に次の点について充実強化を図っている。

### (1) 一般就労への移行促進

#### 1) 一般就労移行支援事業の計画的な整備の推進

一般就労を希望し、職場への就労等が見込まれる者に対し、作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援を実施する就労移行支援事業は、福祉サイドからの就労支援を進める上で非常に重要な事業である。このため、国においても、一般就労に移行する者を2011（平成23）年度末までに現在の約4倍（年間0.2万人→年間0.9万人）に増加させることを基本方針に掲げているところであり、今後、各地方公共団体において、障害福祉計画に基づき計画的に整備していくこととしている。

なお、本取組みは、2007（平成19）年2月に取りまとめられた「成長力底上げ戦略」において5年後の具体的な目標を設定し、実績を検証しながら推進していくこととされているところである。

2008（平成20）年度から、障害者の「働く場」に対する発注促進税制を創設し、企業が、2008年度から2012（平成24）年度までの間において、障害者自立支援法の就労移行支援等を行う事業所、障害者雇用促進法の特例子会社及び重度障害者を多数雇用している事業所に対する発注額を前年度より増加させた場合に、一定の期間内に取得等を行った減価償却資産について割増償却を認める措置を講じている。

#### 2) 好事例の収集・公表

就労移行支援事業は、一般就労への移行支援を実施する福祉サイドからの初めての事業であることから、事業のノウハウが乏しい状況である。このため、事業実施の事例を広く収集し、情報提供することにより、効果的な事業運営につなげることとしている。

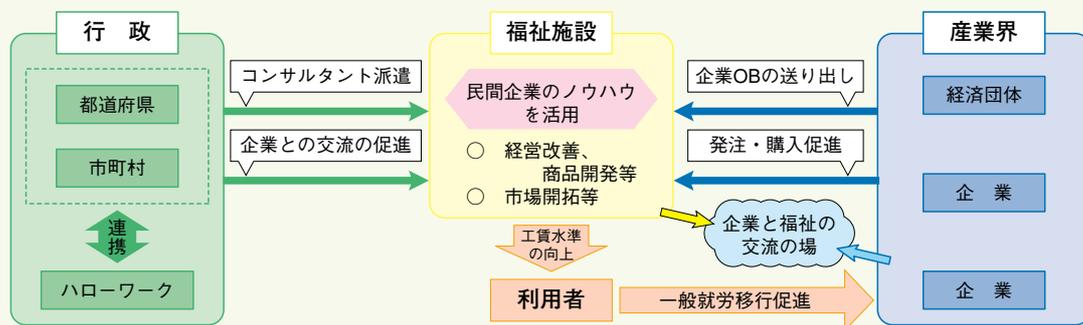
### (2) 「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

障害者が地域で経済的にも自立して生活するためには、一般就労への移行支援のみならず、

福祉施設等における工賃水準の向上を図ることが重要である。工賃水準の向上については、前述した「成長力底上げ戦略」に「『工賃倍増5か年計画』による福祉的就労の底上げ」として位置づけられ、官民一体となった取組みを推進することとしており（図表8-1-1）、本事業により、都道府県ごとに工賃の倍増を図るための具体的な方策を定めた「工賃倍増計画」を策定し、5年後の2011年度には現状の工賃の倍増を目指すこととしている。具体的には、各事業所において、民間企業の技術、ノウハウ等を活用し、経営コンサルタントや専門性の高い技術者、企業就労経験者の受入れによる経営改善や企業経営感覚の醸成を図るとともに、一般企業と協力して商品開発や市場開拓を行うこととしている。

図表8-1-1 「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

- 障害者の経済的自立に向けて、一般就労への取組みに加え、非雇用の形態で働く障害者の工賃を引き上げる取組みが重要。このため、「工賃倍増5か年計画」に基づき、官民一体となった取組みを推進。
- 具体的には、各事業所において、民間企業等の技術、ノウハウ等を活用した以下のような取組みを実施。
  - ・ 経営コンサルタントや企業OBの受入れによる経営改善、企業経営感覚（視点）の醸成
  - ・ 一般企業と協力して行う魅力的な商品開発、市場開拓 等



### 3 精神保健福祉施策の推進

#### (1) 精神障害者の社会復帰支援

精神保健福祉施策は、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方にに基づき展開されている。中でも、受入条件が整えば退院可能な精神障害者が、地域において、自らの意思で自立した生活を送っていくために必要な支援の充実を図っていくことは喫緊の課題である。厚生労働省では、2004（平成16）年9月に、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」を策定し、精神病床の機能分化や精神障害者の地域生活支援策を強化することにより、受入条件が整えば退院可能な精神障害者の10年後の解消を目指すこととしている。

具体的には、2006（平成18）年から施行された障害者自立支援法において、身体・知的・精神といった障害種別にかかわらず、一元的にサービスを提供する仕組みを創設するとともに、障害福祉計画において、受入条件が整えば退院可能な精神障害者の減少目標値を立てつつ、これに必要な福祉サービス整備目標値を反映させるなど、精神障害者の地域生活支援策を行っている。

また、2008（平成20）年度より、受入条件が整えば退院可能な精神障害者の退院支援や地域生活支援を行う地域移行推進員を相談支援事業者等に配置するとともに、地域生活に必要な体

制整備を促進する地域体制整備コーディネーターを配置することにより、精神障害者の地域生活への移行を着実に推進する「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を実施し、更に支援策を強化している。

このほか、精神医療における取組みとしては、医療計画において、2006年4月に、早期退院を支援するための基準病床数の算定式の見直しを行ったほか、2008年度の診療報酬改定においても、急性期の評価の重点化、病院の地域生活移行への取組みの評価を行うなどの改定を実施し、精神障害者の社会復帰を積極的に推進していくための施策を実施している。

## (2) 精神保健福祉法の見直し

「精神保健医療福祉の改革ビジョン」等を踏まえ、精神保健福祉法も改正され、精神障害者の適切な地域医療等の確保等を図るための見直し、精神科病院に対する指導監督体制の見直しが行われている。具体的には、2006年4月から市町村に精神保健福祉相談員を置くことができるものとされたほか、同年10月から、改善命令等に従わない精神科病院の公表制度や緊急時における入院等に係る診察の特例措置の導入等が実施されている。

また、従来精神保健福祉法に基づき実施されていた精神障害者の通院公費負担制度についても、障害者自立支援法において、更生医療と育成医療とともに「自立支援医療」として統合し、自己負担等の必要な見直しを行い、2006年4月から実施している。

このほか、2006年10月から、精神障害者保健福祉手帳について、本人確認を容易にして手帳の信頼性の向上を図り、公共施設の入場料や公共交通機関の運賃に対する割引等の支援の協力を得やすくするよう、写真貼付欄を設けたところである。

## (3) 精神保健福祉士の養成の在り方等について

障害者自立支援法、医療観察法及び自殺対策基本法の施行を始め精神保健医療福祉施策を取り巻く環境は大きく変化しており、精神保健福祉士に求められる社会的役割は変化している状況にあることから、2007（平成19）年12月から、「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」において、精神保健福祉士の高い専門性を担保できるような養成及び人材育成の在り方について検討を行っているところである。

## 第2節 発達障害者支援施策の拡充

### 1 発達障害者支援の概要

#### (1) 発達障害者支援法の成立

発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とした発達障害者支援法が2004（平成16）年臨時国会において成立し、2005（平成17）年4月に施行された。

## (2) 発達障害者支援施策の推進

発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を推進するため、2006（平成18）年6月、厚生労働事務次官を本部長とする「発達障害対策戦略推進本部」を設け、医療施策、保健施策、福祉施策及び就労施策等の制度横断的な関連施策の推進を図っている。

### 2 発達障害者支援施策の取組み

#### (1) 発達障害者の地域支援体制の確立

各都道府県・指定都市に設置する発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族などに対して、相談支援、発達支援及び就労支援等を行うとともに、都道府県等に支援体制整備検討委員会を設置して、各圏域において、各ライフステージに対応した一貫した支援を行うための支援関係機関のネットワークを構築することで、発達障害者の地域支援体制の整備を進めてきたところである。2008（平成20）年度はこれらに加え、様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県において、拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉関係機関等が連携した支援体制の構築を図るため「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」を実施することとしている。

#### (2) 発達障害者への支援手法の開発や普及啓発の着実な実施

発達障害のある子どもの成長に沿った一貫した支援となるよう先駆的な取組みを通じて発達障害への有効な支援手法を開発する発達障害者支援開発事業を推進するとともに、2008年3月に設置した発達障害情報センターにおける全国の発達障害者支援機関や一般国民に対する普及啓発活動を充実するほか、各支援現場等において支援を推進している方々を対象とした発達障害支援に関する研修の充実を図ることとしている。

また、2008年度は、国立身体障害者リハビリテーションセンターを中心に、関係機関等と連携し、青年期発達障害者を対象に地域での職業生活を含めた自立生活を実現するための就労支援体制のサービスモデルを確立し全国へ発信していくこととしている。

#### (3) 発達障害者の就労支援の推進

##### 1) 発達障害者の就労支援の推進

発達障害者の就労支援については、従来からハローワークの専門援助部門において、一人一人の特性に応じた、きめ細かな職業相談・職業指導等を実施しているほか、ハローワークとの連携の上、地域障害者職業センターにおいて、職業評価、職業準備支援、職場適応支援等の専門的な各種職業リハビリテーションを実施している。また、身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う障害者・就業生活支援センターを利用することもできる。なお、必要に応じ、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業やジョブコーチ支援の利用も可能である。このほか、発達障害を対象とした支援施策として、2006（平成18）年度から、発達障害者支援センターにおいて、医療・保健福祉・教育等の関係機関の発達障害者支援関係者

に対する就労支援ノウハウ付与のための講習、事業主を対象とした雇用管理ノウハウの普及・啓発を図るためのセミナーを実施するとともに、発達障害者と支援者による体験交流会を開催する「発達障害者就労支援者育成事業」を実施している。

また、2007（平成19）年度から、若年求職者の多い労働局においてハローワークの一般窓口を利用している発達障害等のコミュニケーション能力に困難を抱えている人に、その希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない人については、一般窓口において、本人の特性に応じた個別相談・支援を行う「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」を実施しているところである。

## 2) 発達障害のある人に対する職業訓練

2006年度から2007年度にかけて、吉備高原障害者職業能力開発校において発達障害のある人に対する職業訓練を試行的に実施するとともに、発達障害のある人に対する効果的な職業訓練指導の在り方に関する調査研究（2年間）を開催し、その職業訓練ノウハウをまとめたハンドブックを作成した。

また、2007年度から新たに、都道府県立の一般公共職業能力開発施設において発達障害のある人を対象とした訓練コースの設置を推進しており、今後も職業訓練の受講機会の拡大を図ることとしている。

## 第3節

### 社会的な支援を要する様々な人たちへの支援の実施と福祉サービスの提供のための基盤の整備

#### 1 低所得者や災害の被災者に対する支援

##### (1) 生活保護制度

###### 1) 生活保護制度の現状

生活保護制度は、社会保障の中でも最後のセーフティネットであり、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、併せてその自立を助長することを目的としている。

この制度が適切に機能し最大限の効果を上げるためには、①「根拠ある生活保護基準」としていくこと、②公平・公正な運用を図ること、③きめ細かな自立支援に努めることの三点に重点を置いて制度を運営することが重要である。

###### 2) 「根拠ある生活保護基準」の設定

生活保護基準は、健康で文化的な最低限度の生活を保護基準として具体化するものである。現在の保護基準は水準均衡方式（その年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図る方式）によって決定されている。その具体的内容は、その時代の経済的・文化的な発達の程度のほか、国民の公平感や社会通念などに

照らして総合的に決まるものである。こうした「根拠ある生活保護基準」としていくため、消費実態との均衡が適切に図られているか否かを5年に一度定期的に検証することをルール化し、2007（平成19）年には専門家による検討会を開催して定期的な検証作業を初めて実施したところである。

### 3) 公平・公正な運用

生活保護の適用に当たっては、①保護を受けるべき者が受給し（漏給防止）、②受けるべきでない者が受給しない（濫給防止）ようにするなど、公平・公正さを確保することが欠かせない。こうした取組みの一環として、2008（平成20）年4月から、生活保護の相談申請等の際の対応や医療扶助の支給基準を明確化するとともに、各地方自治体においては、日常業務を定期的に再点検し、改善していく取組み（いわゆるPDCAサイクルの実施）を進めている。

### 4) きめ細かな自立支援

生活保護受給者は、経済的に困窮した状態にあるだけでなく、失業や傷病・障害、家庭内の問題など様々な生活上の困難を抱えている場合も多い。このため、個々の事情にきめ細かく対応し、生活力を高めることにより自立を図り、人間としての尊厳を維持していくことが重要である。生活保護制度では、従来より福祉事務所の担当ケースワーカーの経験等に依存して自立支援に取り組んできたが、これを組織的に行うため、2005（平成17）年度から、「自立支援プログラム」を導入している。

自立支援プログラムは、各地域の生活保護受給者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに組織として取り組むべき自立支援の具体的内容（関係機関との連携等）及び実施手順（プログラムの選定や記録、評価等）を定めたものである。2007年度までに、すべての地方自治体において、就労支援や退院促進などを目的とした自立支援プログラムが少なくとも一つは策定され、先進的な地方自治体では、自立支援のための専門職員を配置し、数多くのプログラムを用意して、効果をあげている。

今後は、生活保護受給者の抱える課題にできるだけ幅広く対応する個別支援プログラムを一層充実（例えば、多重債務者のための債務整理など）させていくとともに、自立支援にあたる職員の技術の向上を図ることが課題である。

## (2) 生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯等に対して、低利又は無利子で資金の貸付けを行い、その安定した生活の確保を目的として、1955（昭和30）年から各都道府県社会福祉協議会において実施されている。2008年度には、自立生活サポート事業（生活保護までは至らないものの、様々な事由により生活に困窮している方に自立支援策を講じる事業）の対象世帯に貸付けを行い対象世帯の自立を促進する「自立支援対応資金」を創設している。

## (3) ホームレスに対する支援

ホームレス対策については、2002（平成14）年8月に成立した「ホームレスの自立の支援等

に関する特別措置法」に基づき、2003（平成15）年1月から2月にかけてホームレスの実態に関する全国調査を実施し、この結果を踏まえ同年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定し、雇用、住宅、保健医療、福祉等の各分野にわたって施策を総合的に推進している。

なお、2007年1月及び2008年1月に再度実施した全国調査によると、ホームレスの数は、2007年の調査が18,564人、2008年の調査が16,018人となっており、2003年の調査から減少傾向にある。

#### （４）災害の被災者に対する支援

2007年度は、地震・豪雨・高波などにより、被害が発生し、新潟県中越沖地震など5つの災害に対し、延べ5県15市町村に災害救助法が適用された。「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害弔慰金の支給状況については21件、災害障害見舞金の支給状況については1件、災害援護資金の貸付状況については61件となっている。引き続き、被災者に対する応急救助が適切に行われるよう取り組んでいるところである。

## 2 福祉サービスを担う人材の養成と確保

### （１）福祉人材確保対策の推進

福祉・介護サービス分野では、従事者の離職率が比較的高く、常態的に求人募集が行われており、一部の地域や事業所では慢性的な人手不足が生じている。今後、ますます国民の福祉・介護サービスへのニーズが増大していく中、福祉・介護サービスを担う人材の安定的な確保は早急に取り組まなければならない喫緊の課題となっている。

このようなことから、2007（平成19）年8月に、社会福祉法に基づく「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」を14年ぶりに改正し、告示した。この指針においては、以下の五つの視点から、福祉人材の確保のために経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体が講ずべき措置を整理しており、現在、この指針の内容に沿って関係者と連携を図りながら取組みを進めている。

#### 1) 労働環境の整備の推進等

- ① キャリアと能力に見合う給与体系の構築、適切な給与水準の確保
- ② 給与水準・事業収入の分配状況等の実態を踏まえた適切な水準の介護報酬等の設定
- ③ 介護報酬等における専門性の高い人材の評価の在り方検討
- ④ 労働時間の短縮の推進、労働関係法規の遵守、健康管理対策等の労働環境の改善
- ⑤ 新たな経営モデルの構築、介護技術等に関する研究・普及 等

#### 2) キャリアアップの仕組みの構築

- ① 施設長や生活相談員等の資格要件の見直し等を通じた従業者のキャリアパスの構築や研修体系

- ② 従業者のキャリアパスに対応した研修体系の構築
- ③ 経営者間のネットワークをいかした人事交流等による人材育成 等

### 3) 福祉・介護サービスの周知・理解

- ① 教育機関等によるボランティア体験の機会の提供
- ② 職場体験、マスメディアを通じた広報活動等による理解の促進 等

### 4) 潜在的有資格者等の参入の促進等

- ① 潜在的有資格者等の実態把握
- ② 福祉人材センター等による相談体制の充実
- ③ 無料職業紹介所による就業支援・定着の支援 等

### 5) 多様な人材の参入・参画の促進

- ① 高齢者への研修、障害者への就労支援等を通じた高齢者などの参入・参画の促進 等

## (2) 介護福祉士及び社会福祉士制度の見直し

介護福祉士及び社会福祉士制度は1988（昭和63）年に、誰もが安心して福祉に関する相談や介護を依頼することができる専門的な能力及び知識を有する人材の養成、確保を図るために創設された。制度創設以降20年が経過したが、福祉・介護サービスが飛躍的に増大する中で、介護福祉士については介護を支えるマンパワーの中核的な存在として、2007年7月末現在で約63万9千人まで増加している。また、社会福祉士については福祉に関する相談援助を行うことを業とする者として、登録者数は2007年7月末現在で約9万5千人まで増加している。

一方、介護保険制度の導入や障害者自立支援法の制定などにより、認知症の高齢者に対する介護など従来の身体介護にとどまらない新たな介護への対応が必要となっているほか、サービス利用支援、成年後見、権利擁護等の新しい相談援助の業務も拡大してきている。こうした多様化・高度化する国民の福祉・介護ニーズに的確に対応できる質の高い人材を養成していく観点から、2007年3月に介護福祉士・社会福祉士の資格の定義・義務や取得方法の見直し等を内容とした「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案」を2007年通常国会に提出し、同年11月28日に成立、同年12月5日に一部施行されたところである。

また、この制度改正に伴い、介護福祉士・社会福祉士養成課程における教育内容や教員要件等を全面的に見直し、時間数の拡充や内容の充実を図っており、2009（平成21）年4月から施行することとしている。

## 3 地域における様々なニーズに対応した福祉活動等の推進

### (1) 地域福祉の再構築

これまで公的な福祉サービスは分野ごとに整備され、特に高齢者や障害者の分野では、近年介護保険法や障害者自立支援法等によって質・量共に大きく充実してきたといえる。しかし、

地域には、制度の谷間にある問題があるほか、ゴミ出しや電球交換の手助けのようなちょっとしたニーズ、近隣との関係がつかれない孤立の問題など、公的なサービスだけでは対応できない多様な生活課題がある。また、例えば一つの世帯に要介護の親と障害がある子がいるなどの複合的事例や公的福祉サービスが総合的に提供されていないという問題がある。

一方、住民の地域活動を通じた自己実現ニーズは高まってきており、要援護者の見守りなど多様な活動が行われている地域もある。

こうした背景の下、2007（平成19）年10月から「これからの地域福祉のあり方に関する検討会」が開催され、2008（平成20）年3月に報告書「地域における『新たな支え合い』を求めて－住民と行政の協働による新しい福祉－」が取りまとめられた。

報告書においては、基本的なニーズは公的な福祉サービスで対応するという原則を踏まえつつ、地域における「新たな支え合い」（共助）の領域を拡大、強化し、地域の多様な生活課題を広く受け止め、柔軟に対応する地域福祉を進める必要があるとされており、地域福祉は人のつながりの強化を通じ、地域社会再生の軸になりうるとの指摘もされている。また、地域福祉を推進するために必要な条件と整備方策、既存施策の見直し等について提言されている。

厚生労働省としては、この報告書の提言を踏まえ、地域福祉の推進を図ることとしており、2008年度においては新たに身近な地域において、地域福祉活動を調整する担当者の配置や拠点づくり等を行う「地域福祉活性化事業」などを実施することとしている。

## （2）消費生活協同組合制度について

消費生活協同組合制度は、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする相互扶助組織として1948（昭和23）年に創設されたが、制度発足以後今日では、組合数は1,085組合、組合員数は延べ6,053万人に達し、購買、利用、共済等の各種事業が行われている（2007年3月31日現在）。購買事業が小売総売上高の2%を占めるなど、経済事業主体としても一定の規模となっており、組合員の生活に大きく寄与しているものである。

一方、消費生活協同組合法が制定されて以降、現在までに60年近くが経過しており、この間、消費生活協同組合制度を取り巻く環境や国民の要請は大きく変化するとともに、様々な課題も生じてきている。

これらの課題に対応し、消費生活協同組合制度が組合員の相互扶助という制度の本旨に沿い、将来にわたりその役割を的確に果たせるよう、共済事業における契約者保護や経営・責任体制の強化等を図るための見直しを内容とした「消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律」が、2007年5月8日に成立し、2008年4月1日（貸付事業に関する事項は、2007年12月19日）に施行されたところである。

## 第4節 戦没者の追悼と中国残留邦人対策

### 1 国主催の戦没者追悼式典

#### (1) 全国戦没者追悼式

全国戦没者追悼式は、先の大戦において多くの尊い犠牲があったことに思いを馳せ、戦没者の方々を追悼するとともにその尊い犠牲を永く後世に伝え、恒久平和への誓いを新たにするという趣旨の下、毎年8月15日に政府主催で天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで日本武道館で実施している。

#### (2) 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式

千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式は、遺骨収集等により新たに持ち帰られた先の大戦による戦没者の遺骨であって遺族に引き渡すことのできないものを国の施設である千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨するとともに、同墓苑に納められた遺骨に対して拝礼を行うものであり、毎年春に厚生労働省主催で皇族の御臨席を賜り実施している。

### 2 戦没者慰霊事業の推進

#### (1) 遺骨収集と遺骨のDNA鑑定

厚生労働省は、閣議了解等に基づき1952（昭和27）年度以降遺骨収集を行っており、これまでに約31万柱の遺骨を収集した。これを含め、海外戦没者（約240万人）のうち、約125万柱の遺骨が本邦に送還されたが、戦後60年以上が経過し、残存遺骨情報が減少してきているなど、特に南方地域の遺骨収集が困難な状況になりつつあることから、今後の遺骨収集の促進を図るため、2006（平成18）年度から南方地域における海外未送還遺骨の集中的な情報収集を実施している。

戦没者の遺骨については、従来より遺留品等から身元が判明した場合に遺族に伝達しているが、近年、DNA鑑定の技術を活用することにより身元判明の可能性がより高まることから、一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対して2003（平成15）年度からDNA鑑定を実施しており、2008（平成20）年3月末までに529柱の身元が判明した。

#### (2) 慰霊巡拝・慰霊碑建立

戦没者を慰霊するため、1976（昭和51）年度から遺族を主体とした慰霊巡拝を実施している。また、1991（平成3）年度から戦没者の遺児が旧主要戦域等の人々と交流し、広く戦争犠牲者の慰霊追悼を行う慰霊友好親善事業を実施している。

戦没者慰霊碑については、戦没者への慰霊と平和への思いを込めて、1970（昭和45）年度以降硫黄島及び海外14か所に建立している。また、旧ソ連地域についても小規模慰霊碑を2000（平成12）年度以降8地域に建立している。

#### (1) 中国残留孤児の調査

中国残留孤児の肉親調査については、日中両国政府が孤児申立者、証言者から直接聞き取りを行う共同調査を行い、共同調査等で得られた肉親の手がかり情報を、報道機関の協力も得て広く国民に公開し、孤児の肉親に関する情報提供を呼びかけている。こうした調査によりこれまで2,812名の孤児のうち、1,281名の身元が判明した。

#### (2) 中国及び樺太残留邦人に対する支援

##### 1) 帰国支援

中国及び樺太残留邦人に対する永住帰国援護として、帰国旅費や自立支度金を支給している。また、一時帰国援護として、希望者による墓参を目的とした一時帰国を毎年実施している。

##### 2) 自立支援

帰国者やその家族が円滑に社会生活を営むことができるよう、帰国後6か月間の「中国帰国者定着促進センター」への入所、その後8か月間の「中国帰国者自立研修センター」への通所を通じて、日本語教育、就労指導等を行っている。

また、帰国者の自立に向け継続的な支援を行うため、全国7か所に「中国帰国者支援・交流センター」を設置し、高齢帰国者や就労を目指す2世・3世に対応した日本語教育等を広域的に展開している。

さらに、2007（平成19）年1月に、安倍内閣総理大臣（当時）から柳澤厚生労働大臣（当時）に中国残留邦人に対する新たな支援策を与党とも十分相談しながら検討するよう指示があった。これを受けて、厚生労働省は、中国残留邦人から意見を聴くとともに、有識者会議を開催し、新たな支援策の検討を行った。

その後、2007年7月に与党中国残留邦人支援に関するプロジェクトチームにおいて、老齢基礎年金の満額支給やそれを補完する生活支援を中核とする、中国残留邦人に対する新たな支援策が取りまとめられた。この新たな支援策を実施するため、与野党合意の議員立法により、2007年11月に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、2008（平成20）年から、新たな支援策は開始された。

老齢基礎年金については、帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても、特例的に保険料の追納を認めるとともに、追納に必要な額は、全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金を受給できるようにしている。

また、老齢基礎年金の満額支給に加えて、その方の属する世帯の収入の額が一定の基準を満たさない場合には、支援給付が行われる。

地域における生活支援については、地域における多様なネットワークを活用することで、中国残留邦人が気軽に参加できるような仕組みを作り、地域の中での理解、見守りや支え合いなど地域で安定して生活できる環境を構築するとともに、中国残留邦人が身近な地域で日本語を学べる場を提供するなど、地方自治体の協力も得ながら、個人の状況に応じた支援を実施する

こととしている。

さらに、今後とも、中国残留邦人問題への国民の理解と協力を深めるために啓発・広報等を実施することとしている。